

下水道工事積算基準の改定について

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課

再構築係長 つつみ なおひろ 堤 尚寛

1. はじめに

下水道用設計標準歩掛表（通称「白本」）は、下水道工事の特性を勘案した固有の積算基準として、施工実態調査の結果に基づき標準的な施工が行われた場合の労務、材料、機械等の規格や所要量を定めており、設計積算の際の参考図書として、全国の下水道工事の積算担当者に広く活用されています。

下水道用設計標準歩掛表は、昭和47年に管路施設編を策定・通知したことをはじめとし、社会環境の変化、各種工法の開発、施工技術の向上・省力化など施工実態の変化に応じて積算基準及び歩掛等の追加・改定等を行い、昭和54年にほぼ現在の下水道用設計標準歩掛表の構成（表—1）となっています。

下水道用設計標準歩掛表は、施工実態調査に基づき、適宜歩掛の新規制定・改定を実施しており、改定に当たっては、下水道事業積算施工基準

適正化会議等を通じ、全国の下水道事業主体から積算に関する意見・要望等を取り入れ、内容の充実を図るとともに下水道工事における適正な積算を確保するための条件整備に努めています。

また、下水道用設計標準歩掛表並びにこれを補完する図書として、「下水道用設計積算要領」が公益社団法人日本下水道協会から発刊されています。

2. 平成27年度の改定概要

(1) 第1巻 管路

開削工法編の「管布設工」について、表—2に示すとおり、前回の改定から一定期間経過したことから施工実態調査を行い、歩掛の改定を実施するとともに、リブ付硬質塩化ビニル管の呼び径400mm及び450mmの歩掛を新規制定しました。

歩掛の施工フロー及び適用範囲を図—1に示します。

(2) 第2巻 ポンプ場・処理場

① ポンプ場・処理場施設（機械設備）編

「機器等据付工」について、前回の改定から一定期間経過したことから施工実態調査を行い、第3類（芯出し調整が必要な機器）の歩掛の改定を実施しました。

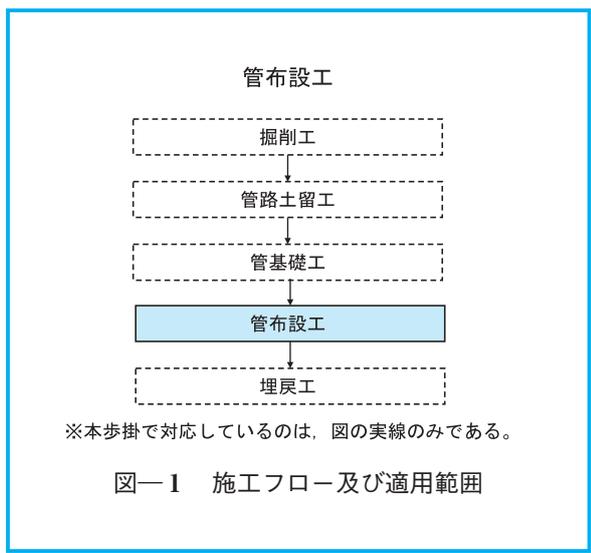
表—1 下水道用設計標準歩掛表の構成

名 称	
下水道用設計標準歩掛表	第1巻 管路
下水道用設計標準歩掛表	第2巻 ポンプ場・処理場
下水道用設計標準歩掛表	第3巻 設計委託

表一 平成27年度下水道用設計標準歩掛表
(第1巻 管路編)の改定概要

I 管路施設(開削工法)編	
A-1	管きょ工(管径○○mm)
B-1	管路土工
B-2	管布設工【改定及び新規制定】
B-3	管基礎工
B-5	管路土留工
B-7	管路路面覆工
B-8	補助地盤改良工
B-9	開削水替工
A-2	マンホール工
B-11	現場打ちマンホール工
B-12	組立マンホール工
B-13	小型マンホール工
A-4	取付管およびます工
B-17	ます設置工
B-18	取付管布設工

※ ____部は改定工種, ____部は新規制定工種, 廃止工種なし
※他編における改定, 新規制定, 廃止工種なし



また、共通仮設費の安全費に含まれる「酸素欠乏症等の予防に要する費用」について、諸経費動向調査の結果、現行の「積み上げ」から「率分」への改定を実施しました。

② ポンプ場・処理場施設(電気設備)編

「機器設置工」について、前回の改定から一定期間経過したことから施工実態調査を行い、コンデンサ盤の歩掛の改定を実施しました。

(3) 第3巻 設計委託

下水道施設設計業務積算基準の「管路施設実施設計業務」について、より利便性を高めるため施工実態調査を行い、歩掛の改定を実施するとともに、近年、改築事業が増加していることから施工実態調査を行い、布設替え工法及び管更生工法に係る実施設計(詳細設計)の歩掛を新規制定しました。

また、「管路施設耐震診断調査等業務」について、「下水道施設の耐震対策指針と解説—2014年版—(平成26年5月改定, 公益社団法人日本下水道協会発行)」の内容を踏まえ施工実態調査を行い、仕様書及び業務内容の改定と歩掛を新規制定しました。

さらに、「ストックマネジメント手法を踏まえた管路施設長寿命化計画策定業務」について、「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)(平成25年9月改定, 国土交通省策定)」の内容を踏まえ施工実態調査を行い、仕様書及び業務内容の改定と歩掛を新規制定しました。

3. おわりに

下水道工事の積算基準は、客観性・公平性・経済性の観点から市場の実態に的確に対応したものでなければなりません。国土交通省では、今後も事業主体である地方公共団体の意見・要望を取り入れながら、不調・不落の防止や工事品質の確保等の観点も踏まえつつ、積算基準の適正化に努めていきたいと考えています。事業主体等におかれましても、施工実態調査や諸経費動向調査等、積算基準に係る各種調査にご協力いただくとともに、下水道工事等の適正な執行がより一層推進されるよう、下水道事業積算施工基準適正化会議等の活性化を図っていただきますようお願いいたします。